総務委員会内規

制定：2019 年 1 月 13 日
最終改正：2022 年 9 月 25 日

1　総則

本内規は，日本図書館情報学会規約第 12 条に基づき，総務委員会（以下，「本委員会」という）の運営に関して定める。

2　目的

本委員会は，学会全体の円滑な運営を行うと共に，会員への広報活動を行うものとする。

3　活動

本委員会は以下の活動を行う。

(1)　総会の準備と実施

(2)　会員集会の準備と実施

(3)　メールマガジンの発行

(4)　学会ウェブサイトの管理運営

(5)　『会報』の編集

(6)　常任理事会ならびに理事会の議題・関連資料の準備，議事録作成と必要資料の公開と保管

4 構成

(1)　本委員会は委員長 1 名，および 10 名以内の委員から構成される。

(2)　委員長は，常任理事の中から会長がこれを指名し，理事会の承認を経るものとする。

(3)　委員は，会員の中から委員長がこれを常任理事会に推薦し，常任理事会の承認を経るものとする。そのうち 1 名は事務局長が兼任する。

(4)　委員長は委員会を代表し，会務を統括する。ただし，委員長に事故あるときは，予め委員長が委員から指名した委員長代理がその任にあたる。

5 任期

(1)　委員の任期は 3 年とし，再任を妨げない。

(2)　委員に欠員が生じた場合，4(3)の手続に基づき委員を補充することができる。後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

6　委員会の開催

本委員会は年 1 回以上開催する。ただし，電子メール上での開催もできる。

7　改廃

本内規の改廃については，本委員会の議を経て，常任理事会によって審議・承認されるものとする。

付則 本内規は，2019 年 1 月 13 日から施行する。

付則 本内規は，2022 年 9 月 25 日より施行する。